

正誤表

38頁12行目～14行目

(誤) 医薬分業制度は欧米では定着しているものの、日本での医薬分業が導入されたのは昭和26(1951)年の「医師法、歯科医師法及び薬事法の一部を改正する法律」(「医薬分業法」)に遡る。

↓ (修正)

(正) 欧米では早くから医薬分業制度が定着していたが、その起源は、1240年に神聖ローマ帝国のフリードリヒ2世が医師の調剤を禁止し、薬剤師が調剤することを定めた5カ条の法律であるとされている。わが国では、明治7(1874)年にドイツの医療制度を翻案して制定された「医制」によって初めて医薬分業が法制化され、医師の処方に基づき、薬舗で調剤することが規定された。また、明治22(1889)年の「薬律」によって薬舗を薬局、薬舗主を薬剤師と改称し、薬剤師の定義を明文化した。しかし、わが国では医師による調剤が古くから慣例となっていたことや薬剤師不足も影響し、医師の自己調剤が認められたために薬局での調剤は定着しなかった。昭和26(1951)年、医薬分業の進展を図るために連合国総司令部の指令によって「医師法、歯科医師法及び薬事法の一部を改正する法律」(「医薬分業法」)が制定された。さらに、